

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

香川県知事 池田豊人

香川県条例第49号

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(へき地手当) 第4条 略	(へき地手当) 第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。 1級 100分の4 2級 100分の8 3級 100分の12 4級 100分の16
2 略	2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。 3 <u>職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第21条に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u>

附 則

- この条例は、令和7年12月25日から施行し、改正後の第4条の規定は、同年4月1日から適用する。
- 改正後の第4条の規定を適用する場合においては、改正前の第4条の規定により支給されたへき地手当は、改正後の第4条の規定によるへき地手当の内払とみなす。